（管理課の所掌事務）

第四十八条　管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六　（略）

七　基本図、写真地図、基盤地図情報その他の基本図情報の応用技術に関する調査及び研究の企画及び立案並びに調整に関すること（空間情報技術活用推進官の所掌に属するものを除く。）。

八　（略）

（基本図課の所掌事務）

第四十九条の二　基本図課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　基本図及び小縮尺図の編集に関すること。

二　（略）

三　基本図及び小縮尺図の成果の刊行に関すること。

四・五　（略）

（地図情報技術開発室の所掌事務）

第五十二条　地図情報技術開発室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　基本図、写真地図、基盤地図情報その他の基本図情報の応用技術に関する調査及び研究を行うこと（管理課及び空間情報技術活用推進官の所掌に属するものを除く。）。

二～四　（略）

（防災地理教育推進官）

第五十四条の二　応用地理部に、防災地理教育推進官一人を置く。

2　防災地理教育推進官は、命を受けて、応用地理部の所掌事務に関する防災教育の支援の推進に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（防災地理情報活用推進官）

第五十四条の三　（略）

2　（略）

（建設専門官）

第七十二条　国土地理院に、建設専門官四人以内を置く。

2　（略）

（専門調査官）

第七十三条　国土地理院に、専門調査官九人以内を置く。

2　（略）

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十一号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十二条第二項並びに国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百六条第三項及び第二百八条第六項の規定に基づき、地方整備局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

（管理課の所掌事務）

第四十八条　管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六　（略）

七　基本図、写真地図、基盤地図情報その他の基本図情報の応用技術に関する調査及び研究の企画及び立案並びに調整に関すること。

八　（略）

（基本図課の所掌事務）

第四十九条の二　基本図課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　基本図の編集に関すること。

二　（略）

三　基本図の成果の刊行に関すること。

四・五　（略）

（地図情報技術開発室の所掌事務）

第五十二条　地図情報技術開発室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　基本図、写真地図、基盤地図情報その他の基本図情報の応用技術に関する調査及び研究を行うこと（管理課の所掌に属するものを除く。）。

二～四　（略）

（新設）

（防災地理情報活用推進官）

第五十四条の二　（略）

2　（略）

（建設専門官）

第七十二条　国土地理院に、建設専門官五人以内を置く。

2　（略）

（専門調査官）

第七十三条　国土地理院に、専門調査官十一人以内を置く。

2　（略）